

概要版

第3次岡山県人権教育推進プラン

平成29年2月

岡山県教育委員会

1 「第3次岡山県人権教育推進プラン」策定の背景

人権教育に関して、国連は、平成7年から「人権教育のための国連10年」を実施し、平成17年からは「人権教育のための世界計画」に取り組んでいます。

国は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定して様々な施策を推進しています。

岡山県教育委員会では、「第2次岡山県人権教育推進プラン」及び「岡山県教育大綱」や「第2次岡山県教育振興基本計画」に基づいて総合的な人権教育行政を推進してきましたが、人権問題の様相が複雑・多様化しており、迅速かつ的確な対応が求められています。

このたび策定した「第3次岡山県人権教育推進プラン」は、県教育委員会が取り組むべき事項として、人権教育の基本的な考え方と各人権課題に関する取組をまとめたもので、各学校園や地域等においても、このプランを参考に、人権教育の一層の充実を図っていただくことを期待しています。

2 人権教育についての基本的な考え方

(1) 人権教育が目指すもの

県では、「第4次岡山県人権政策推進指針」において、人権教育を「生涯学習の視点に立ち、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、学校教育・社会教育において、その発達段階やライフサイクルに応じて実施される教育活動」としています。次の三つの視点に基づいて人権教育を推進し、全ての人々が社会の一員として互いに尊重し、支え合いながら、明るい笑顔で暮らす共生社会の実現を目指します。

(2) 人権教育の三つの視点

【視点1】人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成

人権や人権擁護に関する基本的な知識を学び、その内容と意義についての理解と認識を深めるとともに、人権が持つ価値や重要性を直感的に感受し、それらを共感的に受けとめるような感性や感覚を育成する取組を進めます。

【視点2】自立支援

一人一人を大切にするという観点から、人権問題に関わり教育上配慮を必要とする人の自立支援に取り組めます。

【視点3】人権を尊重する環境づくり

視点1及び2の取組の基盤となる、自分や他の人の大切さを認め合えるような学校園や地域の雰囲気づくり、そのための条件整備等の環境づくりに取り組めます。

(3) 学校教育及び社会教育における取組

ア 学校教育

①人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成

幼児児童生徒それぞれの発達段階に応じて人権の意義・内容等について知的理解を深めるとともに、差別や人権侵害等の出来事に接した際に、直感的にその出来事が「おかしい」「許せない」と思えるような人権感覚を育て、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることが、様々な場面で具体的な実践行動に現れるような取組を進めます。

②自立支援

一人一人を大切にするという観点から、教育上配慮を必要とする幼児児童生徒が、自尊感情を高め、本来持っている個性や能力を伸ばし、自己決定力を高め、自律的な力を付け、それらの力を発揮して行動していくことができるよう、学校園の取組を支援します。

③人権を尊重する環境づくり

幼児児童生徒が、豊かな人間関係を通して、自らが一人の人間として大切にされているという実感を持つるようにします。また、言語環境を整えたり、人権に関わるポスター等を掲示したりして、人権を尊重する気運を醸成し、人権に配慮した指導や学校園運営に取り組むことができるよう支援します。

イ 社会教育（家庭・地域における人権教育）

①人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成

様々な人権問題についての理解と認識を深め、住民が日常生活の中に生かせる人権感覚と実践的な態度を身に付けることを目指した取組を進めます。また、市町村が実施する講座・講演会等の様々な学習機会提供の取組を支援するとともに、企業等に対しては、人権教育の推進に役立つDVD等の情報提供等を行います。

②自立支援

人権問題に関わり課題解決を必要とする人が、本来持っている個性や能力を伸ばし、自己決定力を高め、自律的な力を付け、それらの力を発揮して行動していくことを目指した市町村の取組を支援します。

③人権を尊重する環境づくり

地域において、人権教育を効果的に推進していく指導者等の育成や、学習機会の充実に役立つ資料の作成、情報提供に取り組めます。

3 人権教育の総合的な推進

幼児から高齢者までのあらゆる年齢層に対し、学校教育や社会教育のあらゆる機会を捉えて、人権教育を総合的に推進します。その際、次の観点を大切に推進します。

【推進体制の充実】

教育庁内の関係課（室）で構成する人権教育推進マトリックス会議等で、関係部署間の緊密な連携を図り、積極的な情報交換・情報提供や相互の理解・協力を進めるなど、人権教育を推進する体制を充実します。また、知事部局の関係課や機関との連携を図るとともに、学校園や市町村が総合的に人権教育に取り組むことができるように支援します。

【普遍的な視点及び個別的な視点からのアプローチ】

「法の下での平等」「個人の尊重」といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチの二つの視点を踏まえた人権教育を効果的に推進します。

【人権課題相互の関連】

各人権課題を個別に扱うだけでなく、相互に関連付けた学習が進むよう指導の充実を図ります。

【学校教育と社会教育との連携】

学校園・家庭・地域それぞれの機能や役割を十分踏まえながら、連携・協働した取組を推進します。

【関係機関・NPO・大学・企業等との連携】

関係機関やNPO、大学、企業、教育研究団体等と連携・協働を強化して人権教育を効果的に推進します。

【校種間の連携】

各学校種間における学習計画の調整や相互協力、相互研修等の連携を推進するとともに、進学先の学校において適切な支援が行えるよう、児童虐待が疑われるなどの児童生徒の状況について、途切れることのない情報交換を進めます。

【人権教育推進状況の把握】

学校園や市町村における人権教育を効果的に推進していくため、人権教育の推進状況の把握に努めるとともに、関係部署等が実施する調査結果の活用を図ります。

4 推進に当たって大切にすべきこと

(1) 就学前教育の充実

人権尊重の精神の芽生えが感性として育まれるよう、一人一人を大切にされた教育・保育の在り方を検討する研修を実施します。その際、参加体験型や事例検討型研修を行うなど、より実践力を高める工夫をします。

(2) 家庭教育の充実

家庭教育は、子どもの人格や人権意識の形成に大きな影響を与えることから、PTAを対象とした研修会を実施するとともに、学校園や市町村が実施する社会教育関係団体を対象とした研修事業を支援します。また、研修会等に参加しにくい保護者を対象に、学校園や企業等を訪問して行う、家庭教育支援を充実させるとともに、子育てに関する不安や悩みを相談できる体制の充実に努めます。

(3) 教職員の研修の充実

教職員自身が人権尊重の意義や人権問題について理解と認識を深めるとともに、授業の内容や方法を工夫改善できる研修や人権感覚を培うための参加体験型の研修等の充実を図ります。

(4) 指導者等の養成

指導者等の養成講座の充実を図るとともに、修了者への情報提供や活動の機会を提供します。また、講師情報を提供するとともに、指導者等が情報交換を行う場の提供やネットワークづくりを支援します。

(5) 効果的な学習プログラムの開発

学校教育や社会教育において有効に活用できるよう学習プログラムの改善を進めるとともに、県教育委員会が実施する各種講座・研修会の学習プログラムの改善と充実を図ります。

(6) 地域における多様な学習機会の提供

人権教育の学習に役立つ様々な情報を提供するとともに、様々な学習機会を提供する市町村の取組を支援します。

(7) 情報教育の推進

情報を正しく見極めて読み解く能力や、責任を持って情報を発信する態度を身に付けることができるよう、情報モラルを育成する教育を推進します。

(8) 人権侵害への対応

人権侵害の未然防止や、人権侵害が発生した場合の適切な対応等について教職員に周知します。

(9) 教育の中立性の確保及び一人一人の自主性の尊重

人権教育の推進に当たっては、教育の中立性に留意するとともに一人一人の自主性を尊重し、幅広く理解と共感を得られるよう、取組の内容や方法について創意工夫を図ります。

5 各人権課題に対する取組

(1) 女性

ア 現状と課題

性別に関わりなく、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、制度面等の整備が進められてきました。しかし、依然として、固定的な性別役割分担意識や男女の地位の不平等感は根強く残っています。また、セクシュアル・ハラスメント、配偶者等からの暴力（DV）、ストーカー行為やいわゆるリベンジポルノ等が問題になっています。

イ 基本的な方針

性別による固定的な役割分担意識を解消し、男女共同参画社会の実現を目指し、男女平等を推進する教育・学習の充実を図ります。また、男女間のあらゆる暴力を防止する教育を推進します。

(2) 子ども

ア 現状と課題

子どもを取り巻く家庭や地域の環境は大きく変化する中で、暴力行為やいじめ、不登校については、非常に憂慮すべき状況にあり、早急な対応策が求められています。また、児童虐待については、発生予防から早期発見・早期対策への重点的な取組を進める必要があります。さらに、マスメディアの影響や、インターネット・スマートフォン等の急速な普及による人権問題や貧困問題の深刻化も生じています。

イ 基本的な方針

子ども自身が、次代の担い手としての責任を自覚して主体的な生き方を身に付けることができるように、学校園・家庭・地域が連携して、確かな学力、豊かな心、健やかな体など、子どもたちが生きていく上で基本となる資質能力を育む教育を推進します。その際、生命を大切にするとともに、正義感や公正さを重んじる心や他者と共に生きていこうとする態度を育む取組の充実を図ります。

(3) 高齢者

ア 現状と課題

高齢化が急速に進んでいる中で高齢者が、その培ってきた知識と経験を生かし、社会の一員として尊厳を保持しながら、住み慣れた地域や家庭で安全・安心に生活することが大切です。

しかし、加齢に伴い疾病等で寝たきり状態になったり、認知症等で日常生活への適応が困難になったりするなど介護を要する高齢者が増加しています。

また、虐待や所在不明など、高齢者の人権や尊厳が脅かされるような問題も生じています。

イ 基本的な方針

高齢者に対する尊敬と感謝の念を深め、その尊厳が保持されるように、家庭や地域で果たす役割や、加齢に伴う認知症など高齢者の心身の特徴等について理解と認識を深める教育を推進します。

ウ 具体的な取組

①学校園

- 男女平等を推進する教育の充実
- 男女共同参画の視点に立ったキャリア教育の推進
- 男女間のあらゆる暴力を防止する教育の推進
- 性に関する取組の充実
- 情報教育の推進
- 性別に関わりなく一人一人を尊重する教育を進める環境づくり
- 研修や指導資料等の充実

②家庭・地域

- 男女共同参画に関する研修の充実
- 理解の促進を図るための資料の整備
- 市町村の取組の支援

ウ 具体的な取組

①学校園

- 豊かな心の育成
- 人間関係づくり
- 暴力等を防止する取組の充実
- いじめ・自殺等の未然防止の取組の推進
- 児童虐待防止の取組の充実
- 自立支援の取組
- 親の役割や子育てについて学ぶ学習の設定
- 幼児児童生徒の人権を尊重する環境づくり

②家庭・地域

- 保護者の学習機会の提供
- 相談体制の充実
- 体験活動の機会の充実
- 子どもの居場所づくり
- 自立支援の推進
- 児童虐待防止の取組の充実
- 子どもの人権が尊重される社会づくりの推進

ウ 具体的な取組

①学校園

- 高齢社会や介護・福祉についての理解の促進
- 高齢者に対する尊敬と感謝の念の醸成
- 認知症についての理解の促進
- 教職員研修の充実

②家庭・地域

- 学習機会の提供
- 高齢者の生きがいとなる機会や活躍の場の提供

(4) 障害のある人

ア 現状と課題

ノーマライゼーションの理念が浸透し、障害のある人が、積極的に社会に参加できるようにするべきであるという考え方が広まってきています。しかし、障害のある人が家庭や地域で生活することや、積極的に社会に参加することへの要求や願望があっても、様々な障壁のため、日々の生活や社会参加、雇用の場の確保など実現が困難なことがあることから、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方について、理解を深める一層の取組が必要です。

イ 基本的な方針

障害や障害のある人に対する正しい理解と認識を深める取組を進めるとともに、障害者差別解消に向けた取組を推進します。さらに、障害のある人の自立と社会参加の促進を図る教育を推進します。

ウ 具体的な取組

① 学校園

- 障害のある人についての理解の促進
- 「心のバリアフリー」に関する教育の充実
- 特別支援教育の充実
- 教職員研修の充実

② 家庭・地域

- ノーマライゼーションの理念の普及
- ユニバーサルデザインの考え方の促進
- 特別支援教育についての理解の促進
- 交流の促進

(5) 同和問題

ア 現状と課題

昭和40年の「同和対策審議会答申」以降、県では、同和問題の早期解決のための諸施策を積極的に推進しました。同和問題は多くの人々の努力によって解決に向かってはいますが、結婚問題などで差別意識がみられたり、インターネット上での差別書き込みが発生するなど差別意識の解消が課題です。また、同和問題の解決を阻害するえせ同和行為は、被害は減少しているものの、依然として発生しています。

イ 基本的な方針

部落差別を解消して差別のない社会の実現を目指すため、これまで積み上げられてきた教育の成果を踏まえ、学校の教育課程に同和問題の解決に向けた教育を適切に位置付けるとともに、学校教育と社会教育の連携を図りながら推進します。

ウ 具体的な取組

① 学校園

- 同和問題についての理解と認識の深化と実践的態度の育成
- 自立支援の取組
- 就学前教育の充実
- 教職員研修の充実
- 学校園間の連携及び家庭・地域との連携

② 家庭・地域

- 学習内容や方法等の創意工夫
- 社会教育施設の活用の促進
- 保護者の学習機会の充実
- 研修会等の支援

(6) 外国人

ア 現状と課題

国内において、多くの人々を外国から受け入れるようになっていますが、言葉、文化、生活習慣の相違等に起因する問題が生じています。また、ヘイトスピーチが問題となっています。異なる国籍・文化的背景を持つ人々が互いに多様性を認め合いながら暮らすことのできる多文化共生社会の実現が求められています。

イ 基本的な方針

諸外国の歴史や文化、生活習慣等の理解を深めたり、外国人と直接触れ合ったりする中で、互いを尊重する態度を養う国際理解教育を推進します。また、日本語教育の必要な在住外国人の幼児児童生徒等に対して、個々の状況に応じた日本語指導や相談・支援の取組を進めます。

ウ 具体的な取組

① 学校園

- 国際理解教育の充実
- 教職員研修の実施
- 在住外国人の幼児児童生徒等への支援

② 家庭・地域

- 国際理解教育の推進

(7) ハンセン病問題

ア 現状と課題

平成8年に「らい予防法」が廃止されるまで、療養所へ隔離する政策がとられ、患者や回復者及びその家族は偏見や差別を受けてきました。昭和63年に長島と本土の間に邑久長島大橋が開通してからは、様々な交流が行われるようになりましたが、入所者自身の高齢化などにより、病気が完治した後も社会復帰が困難で、ほとんどの人が療養所で生涯を過ごさざるを得ない状況にあります。

イ 基本的な方針

ハンセン病問題について正しい理解と認識を深め、偏見や差別を解消するための教育の充実を図ります。そのために、正しい情報の提供やハンセン病回復者との交流の促進に取り組みます。

ウ 具体的な取組

① 学校園

- ハンセン病回復者の人権に関する教育の充実
- ハンセン病回復者との交流
- 教職員研修の充実
- 資料の充実

② 家庭・地域

- 理解の促進を図るための支援及び広報活動
- 交流活動の推進

(8) 患者等（HIV感染症・エイズ、感染症・難病等）

ア 現状と課題

【HIV感染症・エイズ】

エイズの広がり世界的に深刻な状況にあり、我が国においても、昭和60年に最初の患者が発見されて以来、性的接触による感染を中心に拡大しています。エイズ患者やHIV感染者に対しては、疾病に対する正しい知識や理解の不足から、依然として偏見や差別が存在しています。

【感染症・難病等】

結核等の感染症や難病、公害・原爆被爆・原発事故被曝による疾病等についての、正しい理解を促進するための教育に取り組む必要があります。

イ 基本的な方針

HIV感染症や難病等について正しい理解と認識を深め、偏見や差別解消のための教育に取り組みます。そのために、正しい情報の提供に努めます。

ウ 具体的な取組

① 学校園

- 患者等の人権に関する教育の充実
- り患している児童生徒への支援
- 教職員研修の充実
- 資料の充実

② 家庭・地域

- 理解の促進を図るための支援

(9) 犯罪被害者等

ア 現状と課題

犯罪被害者等は、精神的、身体的、また、財産上の直接的な被害だけでなく、被害後の様々な状況の変化や周りの人の言動による傷つき等の二次的な被害を受けるなど、様々な困難を抱えています。

イ 基本的な方針

犯罪被害者等に対しては、二次的な被害を含む人権侵害があることを理解し、犯罪被害者等の置かれた状況や心情等について理解する教育・啓発に積極的に取り組みます。

ウ 具体的な取組

① 学校園・家庭・地域

- 理解を深める研修機会の設定

(10) 刑を終えて出所した人等

ア 現状と課題

刑を終えて出所した人等やその家族に対する偏見や差別があり、本人に更生の意欲があるにもかかわらず、社会復帰の機会から排除される場合もあります。

イ 基本的な方針

プライバシーの保護に配慮した視点に立ち、刑を終えて出所した人等の自立が阻まれることがないように、また、その家族の人権が侵害されることのないように、刑を終えて出所した人等及びその家族に対する偏見や差別を解消するための教育を推進します。

ウ 具体的な取組

① 学校園・家庭・地域

- 理解を深める教育の推進

(11) 性的少数者

ア 現状と課題

LGBTや性分化疾患の人等、いわゆる性的マイノリティとされる人々は、周囲の理解が十分ではないことから、偏見や差別に苦しみ、日常生活を送る上で暮らしにくい状況に置かれることがあります。

イ 基本的な方針

性的少数者を正しく理解し、多様な性を認める教育や、性的少数者が自分らしく生きるための支援を進めます。

ウ 具体的な取組

① 学校園

- 発達段階に応じた性に関する取組の充実
- 性的少数者への支援体制づくり

② 学校園・家庭・地域

- 研修機会の提供

(12) アイヌの人々

ア 現状と課題

アイヌ文化の振興及びアイヌの伝統等に関する知識の普及・啓発を図るための施策が推進されていますが、結婚や就職等における差別などの問題は依然として存在しています。

イ 基本的な方針

アイヌの歴史や文化、現状等を正しく理解し、アイヌの人々に対する偏見や差別を解消する教育を推進します。

ウ 具体的な取組

① 学校園・家庭・地域

- 正しい理解の促進
- 研修機会の提供

(13) 日本に帰国した中国残留邦人とその家族

ア 現状と課題

日中国交回復以来、中国残留邦人等の帰国受入れが進んでいますが、帰国がなかった人たちやその家族には、生活習慣や言葉の違い等で多くの困難があります。

イ 基本的な方針

日本に帰国した中国残留邦人とその家族について、正しく理解する教育を行います。

ウ 具体的な取組

- ① 学校園・家庭・地域
 - 正しい理解の促進
 - 研修機会の提供

(14) インターネットによる人権侵害

ア 現状と課題

インターネットの急速な普及は、利用者に大きな利便性をもたらす一方で、その匿名性を悪用して、差別を助長し、重大な人権侵害を引き起こしています。さらに、SNS等の利用に伴い、個人情報の流布等のトラブルになる危険性が高まっています。

イ 基本的な方針

インターネット利用上のルールやマナー、危険性についての指導を充実するとともに、情報を正しく見極め、責任を持って情報発信する態度の育成に努めます。

ウ 具体的な取組

- ① 学校園
 - 情報教育の推進
 - 教材・学習プログラムの活用
 - 教職員研修の充実
- ② 家庭・地域
 - 環境づくり
 - 学習機会の提供

(15) 様々な人権をめぐる課題

プライバシーの保護

ア 現状と課題

高度情報通信社会の進展に伴い、個人情報の流出や無断使用など、プライバシーの保護に関わる問題が身近なところで発生しています。

イ 基本的な方針

プライバシーを保護することの重要性について、理解を深めるための教育を進めるとともに、個人情報の適切な管理に取り組みます。

ウ 具体的な取組

- ① 学校園
 - プライバシーの保護に関する教育の推進
 - 教職員研修の推進
- ② 家庭・地域
 - 学習機会の提供や情報提供

被災者

ア 現状と課題

災害時には、情報不足や誤った情報等により、被災者の人権が侵害されることもあります。また、県外へ転出した子どもが、避難先においていじめを受けるといった事態も生じています。

イ 基本的な方針

被災者をめぐる人権問題について、正しい理解と認識を深める教育を推進します。

ウ 具体的な取組

- ① 学校園
 - 正しい理解の促進と社会貢献への態度の育成
- ② 家庭・地域
 - 学習機会の提供

ホームレス問題

ア 現状と課題

自立の意思がありながらホームレスになることを余儀なくされた人々の中には、地域社会とのあつれきが生じ、嫌がらせや暴行の対象になる事象も発生しています。

イ 基本的な方針

ホームレスに関する問題について理解を深め、偏見や差別を解消していく教育を推進します。

ウ 具体的な取組

- ① 学校園・家庭・地域
 - 正しい理解の促進

北朝鮮当局による拉致問題等

ア 現状と課題

平成14年に北朝鮮は日本人の拉致を認め、5人の拉致被害者が帰国しましたが、他の被害者については、北朝鮮当局から納得のいく説明はありません。北朝鮮当局による拉致は人権侵害であり、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国が望まれます。

イ 基本的な方針

北朝鮮当局による拉致問題について、理解を深めるための教育を行います。

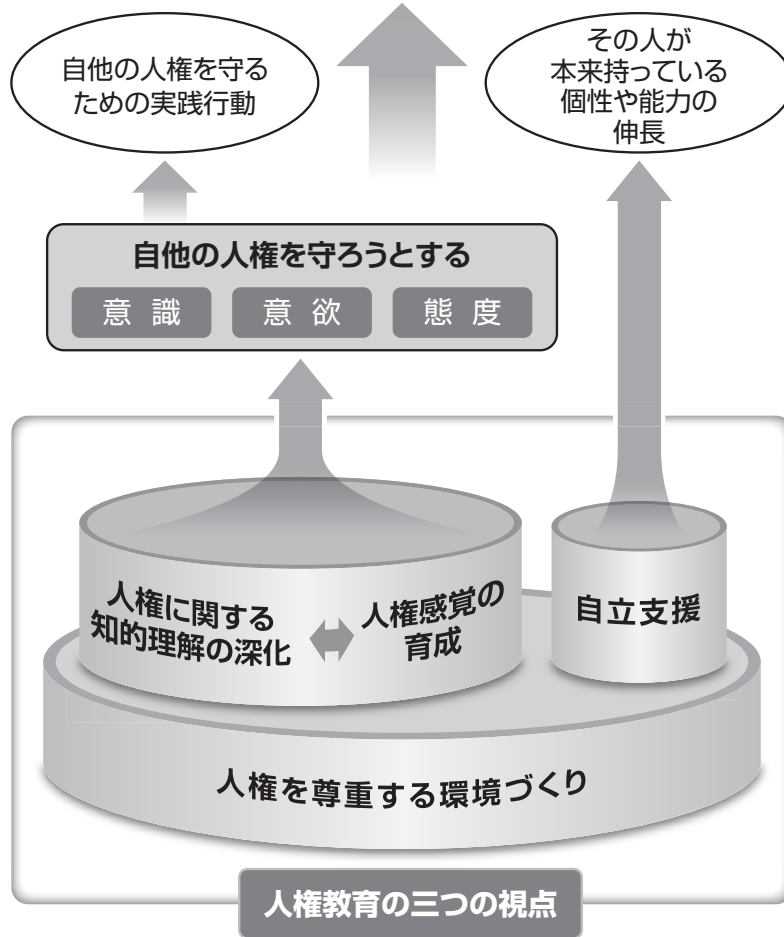
ウ 具体的な取組

- ① 学校園
 - 正しい理解の促進
- ② 家庭・地域
 - 学習機会の提供や情報提供

このほか、消費生活上の問題、人身取引、自殺問題、被疑者とその家族への偏見や差別、障害のある子ども等複数の課題を抱える人などの人権課題や、今後新たに発生する人権課題についても、全ての人々の人権を尊重し保障する視点に立って、それぞれの問題の内容と実態に応じて適切に対応するよう努めます。

人権教育が目指すもの

全ての人々が社会の一員として互いに尊重し、支え合いながら、明るい笑顔で暮らす「共生社会」の実現



「人権教育」とは、「生涯学習の視点に立ち、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、学校教育・社会教育において、その発達段階やライフサイクルに応じて実施される教育活動」
〔第4次岡山県人権政策推進指針〕

第3次岡山県人権教育推進プラン（概要版）

平成29年2月発行

岡山県教育庁人権教育課

〒700-8570 岡山市北区内山下2丁目4-6
電話 086-226-7611
FAX 086-224-2134

再生紙を使用しています。



この印刷物は大豆油インキを使用しています。